

総社市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第2号

総社市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

総社市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年総社市規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（条例別表第1に定める事務）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、<u>総社市障害者医療費給付条例</u>（平成17年総社市条例第147号）第4条の<u>障害者医療費</u>の給付又は同条例第5条に規定する受給資格の登録の申請若しくは同条例第12条の届出（以下この項において「申請等」という。）の受理，その申請等に係る事実についての審査若しくはその申請等に対する応答に関する事務とする。</p> <p>4及び5 略</p> <p>（条例別表第2に定める事務及び情報）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は，次の各号に掲げる事務とし，同項の規則で定める情報は，当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）総社市ひとり親家庭等医療費給付条例第5条第1項の受給資格証の交付の申請又は同条例第12条の届出（以下この号において「申請等」</p>	<p>（条例別表第1に定める事務）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は，<u>総社市中心身障害者医療費給付条例</u>（平成17年総社市条例第147号）第4条の<u>心身障害者医療費</u>の給付又は同条例第5条に規定する受給資格の登録の申請若しくは同条例第12条の届出（以下この項において「申請等」という。）の受理，その申請等に係る事実についての審査若しくはその申請等に対する応答に関する事務とする。</p> <p>4及び5 略</p> <p>（条例別表第2に定める事務及び情報）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は，次の各号に掲げる事務とし，同項の規則で定める情報は，当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）総社市ひとり親家庭等医療費給付条例第5条第1項の受給資格証の交付の申請又は同条例第12条の届出（以下この号において「申請等」</p>

改正後	改正前
<p>という。)の審査に関する事務 当該申請等に係る対象者に係る国民健康保険被保険者情報、後期高齢者医療の被保険者(高齢者の医療の確保に関する法律第50条の被保険者をいう。)の資格に関する情報(以下「後期高齢者医療被保険者資格情報」という。)、小児医療費の給付に関する情報(以下「小児医療費給付関係情報」という。)、<u>障害者医療費の給付に関する情報</u>、住民票情報、市町村民税情報、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)、生活保護実施関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報</p> <p>3 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>(1) <u>総社市障害者医療費給付条例第4条の障害者医療費の給付に関する事務</u> 当該医療費の支給に係る対象者に係る医療保険給付関係情報</p> <p>(2) <u>総社市障害者医療費給付条例第5条の受給資格証の交付の申請又は同条例第11条の届出(以下この号において「申請等」という。)の審査に関する事務</u> 当該申請等に係る対象者に係る国民健康保険被保険者資格情報、後期高齢者医療被保険者資格情報、小児医療費給付関係情報、ひとり親家庭等医療費の給付に関する情報、住民票情報、市町村民税情報、児童扶養手当関係情報、生活保護実施関係情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報若しくは身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第55条第1項の身体障害者手帳の交付、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項の<u>精神障害者保健福祉手帳の交付若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報</u>(以下「障害者関係情報」という。)<u>又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第6条の自立支援給付の支給に関する情報</u></p> <p>4 略</p>	<p>という。)の審査に関する事務 当該申請等に係る対象者に係る国民健康保険被保険者情報、後期高齢者医療の被保険者(高齢者の医療の確保に関する法律第50条の被保険者をいう。)の資格に関する情報(以下「後期高齢者医療被保険者資格情報」という。)、小児医療費の給付に関する情報(以下「小児医療費給付関係情報」という。)、<u>心身障害者医療費の給付に関する情報</u>、住民票情報、市町村民税情報、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)、生活保護実施関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報</p> <p>3 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>(1) <u>総社市中心身障害者医療費給付条例第4条の心身障害者医療費の給付に関する事務</u> 当該医療費の支給に係る対象者に係る医療保険給付関係情報</p> <p>(2) <u>総社市中心身障害者医療費給付条例第5条の受給資格証の交付の申請又は同条例第11条の届出(以下この号において「申請等」という。)の審査に関する事務</u> 当該申請等に係る対象者に係る国民健康保険被保険者資格情報、後期高齢者医療被保険者資格情報、小児医療費給付関係情報、ひとり親家庭等医療費の給付に関する情報、住民票情報、市町村民税情報、児童扶養手当関係情報、生活保護実施関係情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報<u>又は身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第55条第1項の身体障害者手帳の交付、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項の精神障害者保険福祉手帳の交付又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報</u>(以下「障害者関係情報」という。)</p> <p>4 略</p>

この規則は、令和7年4月1日から施行する。